

紛争解決条項のヒント

準拠条項と仲裁条項に関する契約交渉（2）

第〇〇条 準拠法

この契約は日本法に準拠し、解釈されるものとする。

第〇〇条 紛争解決

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。仲裁手続は日本語によって行なう。

今月号は、前月号に引き続き、準拠条項と仲裁条項に関する契約交渉についての説明です。前月号では紛争解決手続では、①準拠法、②仲裁機関、③仲裁地、④言語が主要な要素であり、これらに優先順位を付けること、仲裁機関が用意している仲裁規則について、別段の合意をしない限り適用される定め（デフォルト・ルール）が自社に有利か否かについて事前に調べておくことの重要性を説明しました。

そこで今回は一つ一つの要素について考えていきましょう。

まずは準拠法です。日本企業にとって日本法を準拠法とすることのメリットは一般に大きいと思われる。たとえば、日常的にお付き合いのある日本の弁護士の方に依頼できることは、右も左も分からない外国で信頼できる弁護士を急いで探さなければならない場合に比べて、時間的にも経費の点でも有利です。したがって、日本法を準拠法とすることを提案することから始めましょう。相手方の外国企業が難色を示した場合には、日本法が英訳されていること¹⁾や日本には外資系法律事務所を含め、英語対応が可能な弁護士事務所が数多くあることを説明するとよいでしょう。

他方、相手方の外国企業の交渉力が強い場合、準拠法を日本法とすることができない場合もあるでしょう。ここで注意しなければならないのは、相手方が途上国の企業の場合です。たとえばある途上国の法によると契約で定めた場合、実際に紛争が生じたときに、その途上国には国際取引をめぐる複雑な問題に関する判例も議論も全くなく、また、そのような問題を的確に処理することができる弁護士が少なく、弁護士探しに手間取るおそれがあります。これに対して、ニューヨーク州法や英国法であれば、日本国内でも多くの外国法事務弁護士事務所があるので、適任の弁護士を見つけることが容易です。以上のことから、相手方が途上国の法律を準拠法とすることを主張してきた場合には、日本法とすることが無理であれば、中立な第三国の法として、ニューヨーク州法や英国法を準拠法とするように努力すべきです。

なお、以上の準拠法合意についてはオールマイティではないことに注意すべきです。つまり、準拠法を合意することができるのは契約関係についてだけであって、たとえ日本法を準拠法とする合意を勝ち取ったとしても、契約関係以外の問題まですべて日本法によるわけではないということです。たとえば、相手方のいる外国で担保物権を設定する必要がある場合には、物権問題ということになりますので、その成立・効力は目的物の所在地法が適用され、また相手方の外国企業の代表者の代表権の有無・範囲についてはその企業の設立準拠法が適用されるのが一般的です。また、準拠法条項によって税法や独禁法の適用の有無まで左右できないことは明らかだと思いますが、環境保護、弱者保護等の一定の問題にも、それに関係する国の公法的規制があることもあります。したがって、契約をめぐるリスク計算のためには、それらを含めた総合的な検討が必要です。

1) Japanese Law Translation(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)